

令和8年定例会

政策企画雇用経済観光常任委員会
所管事項説明資料

◎ 所管事項説明

- (1) 「令和8年版県政レポート(案)」について . . . 1
- (2) 「三重県カスタマーハラスメント防止条例」(案)について . . . 3
- (3) 各種審議会等の審議状況の報告について . . . 11

令和8年6月18日

雇用経済部



(1)「令和8年版県政レポート(案)」について

令和8年版県政レポート(案)について、冊子配付後におけるKPI(重要業績評価指標)の実績値の確定があったことから、記載内容を一部変更いたします。

【施策8-1】若者の就労支援・県内定着促進

〇めざす姿の実現に向けた施策の総合評価(200ページ)

<変更後>

めざす姿の実現に向けた総合評価	
総合評価	評価の理由
B	<p>若者等の県内就職・定着に向けて、関係機関等と連携しながら支援に取り組んだ結果、目標値は下回るものの、県内外の高等教育機関卒業生が県内に就職した割合は、昨年度と同水準を維持することができました。</p> <p>近年、県内企業の人材確保は非常に難しい状況が続いていますが、「おしごと広場みえ」が提供する総合的な就労支援サービスを利用いただくことで、県内に就職した人の割合を高めることができました。</p> <p>また、津高等技術学校の入校者及び受講者数については、人口減少に伴う新規高卒者の減少や企業の人材確保難など社会的要因の影響に加え、津高等技術学校や訓練内容に対する周知不足の影響もあり、目標値を下回りました。</p>

<変更前>

めざす姿の実現に向けた総合評価	
総合評価	評価の理由
B	<p>若者等の県内就職・定着に向けて、関係機関等と連携しながら支援に取り組んだ結果、目標値はやや下回るものの、県内外の高等教育機関卒業生が県内に就職した割合が増加しました。</p> <p>近年、県内企業の人材確保は非常に難しい状況が続いていますが、「おしごと広場みえ」が提供する総合的な就労支援サービスを利用いただくことで、県内に就職した人の割合を高めることができました。</p> <p>また、津高等技術学校の入校者及び受講者数については、人口減少に伴う新規高卒者の減少や企業の人材確保難など社会的要因の影響に加え、津高等技術学校や訓練内容に対する周知不足の影響もあり、目標値を下回りました。</p>

OKPI（重要業績評価指標）の達成状況と評価（201 ページ）

「県内外の高等教育機関卒業生が県内に就職した割合」

<変更後>

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
県内外の高等教育機関卒業生が県内に就職した割合						①③	
-	45.5%	46.6%	47.7%	48.8%	85.5%	50.0%	b
43.5% (2年度)	43.5%	42.7%	41.7%	41.7%		-	

<変更前>

2. KPI（重要業績評価指標）の状況							
KPIの項目						関連する基本事業	
令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度		8年度	7年度 の評価
現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	
県内外の高等教育機関卒業生が県内に就職した割合						①③	
-	45.5%	46.6%	47.7%	48.8%	97.7%	50.0%	b (見込)
43.5% (2年度)	43.5%	42.7%	41.7%	47.7% (速報値)		-	

(2) 「三重県カスタマーハラスメント防止条例」(案) について

カスタマーハラスメント(以下「カスハラ」という。)の防止に向けて実効性を伴った条例となるよう、パブリックコメントなどを通じて中間案に対する意見を聴取するとともに、津地方検察庁との協議を進めながら検討を行い、別冊のとおり最終案を取りまとめました。

1 検討経過

R 6	5月～7月	第1弾アンケート調査(カスハラの発生状況等の把握)
	8月19日	第1回三重県カスタマーハラスメント防止対策検討懇話会 (アンケート調査結果の報告、論点整理)
	11月5日	第2回三重県カスタマーハラスメント防止対策検討懇話会 (対策の方向性の検討)
R 7	2月7日	第3回三重県カスタマーハラスメント防止対策検討懇話会 (対策の方向性のとりまとめ)
	3月～4月	第2弾アンケート調査(被害実態の深掘り) 業界団体等へのヒアリング調査(被害実態の深掘り)
	7月31日	津地方検察庁との協議開始
R 8	3月～4月	パブリックコメント
	6月1日	津地方検察庁との協議完了

2 条例の最終案について(別紙)

(1) 中間案に対するパブリックコメントの実施状況等(別冊P13～24)

- ①意見募集期間 令和8年3月11日(水)から同年4月10日(金)まで
- ②意見数 69件(36者)
- ③対応状況

対応区分	件数
反映する (最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの)	3件
反映済み (意見や提案内容が既に反映されているもの)	7件
参考にする (今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの)	53件
反映は難しい (反映または参考にさせていただくことが難しいもの)	5件
その他 (いずれにも該当しないもの)	1件

④主な意見

ア 反映する

- ・適用対象となる行為の明確化など、特定カスタマーハラスメントに関する規定の整理を求めるもの

イ 反映は難しい

- ・事業者間でカスハラが発生した場合、行為者だけでなく、その者を雇用する事業者に対しても罰則を課すこと（両罰規定等）を求めるもの
- ・罰金の上限額の引上げなど罰則の強化を求めるもの

ウ 反映済み、参考にする

- ・就業者が孤立しないための体制づくりなど事業者の責務の徹底を求めるもの
- ・具体的な事例・行為類型などカスハラ判断基準の明確化を求めるもの
- ・中小企業・小規模企業への支援の充実を求めるもの

(2) 中間案からの主な変更点

【特定カスタマーハラスメントに関するもの（第3章関係）】

- ・知事に対する申出（第15条）について、「正当な権利の行使の妨害」を「業務上著しく対応困難な要求」との関係を整理した上で削除するとともに、「卑わいな言動」の1つの行為類型として想定していた「つきまとい」を条文に追記するなど、簡潔な条文となるよう規定を整理。

中間案	最終案
<p>(知事に対する申出)</p> <p>第十五条 事業者は、カスタマーハラスメントに該当する行為であつて、次の各号のいずれかに該当するもの（次条において「特定カスタマーハラスメント」という。）について、前条第二項に定める措置を講じたにもかかわらず中止されない場合には、規則で定める手続に従い、知事に対しその旨を申し出て、適切な措置を講ずるよう求めることができる。</p> <p>一 正当な理由がないのに、長時間にわたって、<u>反復して、又は大声を發し、若しくは虚偽の事実を申し立てるなど就業者に著しく不安をいだかせるような方法で次の行為を行うこと。</u></p> <p>イ 金銭、物品その他の利益の供与を要求すること。</p> <p>ロ 謝罪又は面会を行うよう要求すること。</p> <p>ハ イ及びロに掲げるもののほか、事業者又は就業者が拒否したにもかかわらず、事業者の業務上著しく対応困難な要求を行うこと。</p> <p>ニ <u>事業者の業務遂行に関する正当な権利の行使を妨害すること。</u></p> <p>二 <u>長時間にわたって、反復して、又は著しく不快若しくは嫌悪の情を催させるような方法で卑わいな言動を行うこと。</u></p>	<p>(知事に対する申出)</p> <p>第十五条 事業者は、カスタマーハラスメントに該当する行為であつて、次の各号のいずれかに該当するもの（次条において「特定カスタマーハラスメント」という。）について、前条第二項に定める措置を講じたにもかかわらず中止されない場合には、規則で定める手続に従い、知事に対しその旨を申し出て、適切な措置を講ずるよう求めることができる。</p> <p>一 正当な理由がないのに、長時間にわたり、又は反復して、次に掲げるいずれかの行為を行うこと。</p> <p>イ 金銭、物品その他の利益の供与を要求すること。</p> <p>ロ 謝罪又は面会を行うよう要求すること。</p> <p>ハ イ及びロに掲げるもののほか、事業者又は就業者が拒否したにもかかわらず、事業者の業務上著しく対応困難な要求を行うこと。</p> <p>ニ <u>正当な理由がないのに、大声を發し、又は虚偽の事実を申し立てるなど就業者に著しく不安をいだかせるような方法で、前号イからハまでに掲げるいずれかの行為を行うこと。</u></p> <p>三 正当な理由がないのに、長時間にわたり、又は反復して、次に掲げるいずれかの行為を行うこと。</p> <p>イ <u>卑わいな言動を行うこと。</u></p> <p>ロ <u>つきまといを行うこと。</u></p> <p>四 正当な理由がないのに、就業者を著しく羞恥させ、又は就業者に不安を覚えさせるような方法で、前号イ又はロに掲げるいずれかの行為を行うこと。</p>

- ・禁止命令（第16条）について、特定カスタマーハラスメントの対象となり得る行為の周知を図る観点から、個人情報等に配慮した上で禁止命令の概要を公表することができる旨の規定を追加。

3 今後の対応について

令和8年9月定例会月会議での議案提出をめざして、引き続き条例の精査を進めるとともに、パブリックコメントなどでいただいた意見もふまえて、推進計画の策定など、運用も視野に入れた準備を進めてまいります。

【参考】スケジュール（予定）

令和8年	9月	定例会月会議	条例案提出
	10月	政策企画雇用経済観光常任委員会への報告	(条例案、推進計画骨子案)
	12月	政策企画雇用経済観光常任委員会への報告	(推進計画中間案)
令和9年	3月	政策企画雇用経済観光常任委員会への報告	(推進計画最終案)
	4月1日	条例施行予定	

第1章 総則	
第1条 目的	<p>○基本理念を規定</p> <p>○県、顧客等、事業者、事業者団体及び就業者の責務を規定</p> <p>○カスタハラ防止に関する施策の基本的な事項を規定</p> <p>○就業者の就業環境を害するとともに事業者の事業活動の自由を害する著しい迷惑行為を禁止</p>
第2条 目的	<p>就業者の尊厳の保持並びに安全及び健康の確保並びに事業者の安定した事業活動の促進</p>
第3条 大目的	<p>県民生活の向上及び地域経済の健全な発展の実現に寄与</p>
第4条 事業者	<p>県内で事業を行う個人事業者、法人その他団体</p>
第5条 就業者	<p>①事業者で使用される者で賃金を支払われる者 ②事業者の役員又は代表者 ③事業に従事する同居の親族（①、②を除く）</p>
第6条 顧客等	<p>①事業者から商品又は役務の提供を受ける者（可能性のある者） ②親族、同居人その他の顧客と密接な関係を有する者 ③事業者の事業遂行に関係を有する者</p>
第7条 事業者団体	<p>二以上の事業者の結合体又はその連合体</p>
第8条 カスタハラ	<p>顧客等による就業者に対する行為のうち、申出の内容又は行為の手段若しくは態様が社会通念上相当な範囲を超えて行われる著しい迷惑行為であって、就業者の就業環境を害するもの</p>
第9条	<p>○カスタハラは就業者の尊厳を侵害し、心身に重大な影響を及ぼすおそれがあり、事業活動に支障を生じさせるおそれがあることに鑑み、各主体による主体的かつ積極的な取組の推進により、社会全体で防止を図る</p>
第10条	<p>○顧客等及び就業者が対等の立場において相互に尊重する</p>
第11条	<p>○何人も、カスタマーハラスメントを行ってはならない</p>
第12条	<p>○顧客等からの要望の申出や権利行使等が不当に妨げられることのないよう十分に留意</p>
第13条	<p>○カスタハラ防止に関する情報の提供、啓発及び教育、相談及び助言その他必要な施策を実施</p> <p>○国、市町、事業者団体その他の関係機関と連携協力</p>
第14条	<p>○カスタハラに係る問題に対する関心・理解を深め、言動に必要な注意を払う</p> <p>○県が実施するカスタハラ防止施策への協力</p>
第15条	<p>○関心・理解を深め、主体的かつ積極的にカスタハラ防止対策を実施</p> <p>○就業者が顧客等として関係先にカスタハラを行わないよう必要な措置</p> <p>○県が実施するカスタハラ防止施策への協力</p>
第16条	<p>○関心・理解を深め、構成員である事業者が講ずるカスタハラ防止対策に必要な助言、協力その他の支援</p> <p>○県が実施するカスタハラ防止施策への協力</p>
第17条	<p>○関心・理解を深め、カスタハラ防止に資する行動</p> <p>○事業者が実施するカスタハラ防止対策に協力</p> <p>○県が実施するカスタハラ防止施策への協力</p>

第2章 カスタハラ防止施策の推進	
指針の作成 (11条)	<p>○カスタハラ防止施策を推進するため、カスタハラ防止に関する指針を策定</p> <p>1) カスタハラの内容 2) 各主体の責務 3) カスタハラ防止のための県の施策 4) カスタハラ防止のための事業者の取組</p>
施策の推進 (12条)	<p>○指針に基づきカスタハラ防止施策を実施</p> <p>1) 県の支援事業等に関する情報の提供 2) カスタハラ防止に関する啓発及び教育 3) 消費生活に関する相談及び助言 4) 就業環境に関する相談及び助言</p> <p>○カスタハラ防止施策を効果的に推進するため、計画を策定し、公表</p>
財政上の措置 (13条)	<p>○カスタハラ防止施策を推進するため、必要な財政上の措置を実施</p>
事業者の指針 (14条)	<p>○事業者は、指針に基づき、基本方針の策定及び公表、必要な体制の整備、手引の作成その他の措置を講ずる</p> <p>○就業者がカスタハラを受けた場合、就業者の安全と健康を確保し、顧客等に対して中止の要求その他の必要な措置を講ずる</p>

第3章 特定カスタマーハラスメント	
第15条	<p>○事業者は、次の特定カスタハラを行う顧客等に対し中止措置を講じても中止されない場合には、知事にその旨申し出て、適切な措置を講ずるよう求めることができる</p> <p>1 正当な理由なく、長時間にわたって、又は反復して次のいずれかの行為を行うこと</p> <p>① 金銭、物品その他の利益の供与の要求 ② 謝罪又は面会を行うよう要求 ③ 事業者等が拒否したにもかかわらず、業務上著しく対応困難な要求（①、②を除く）</p> <p>2 正当な理由なく、大声を発し、又は虚偽の事実を申し立てるなど就業者に著しく不安をいだかせるような方法で、1の①～③のいずれかの行為を行うこと</p> <p>3 正当な理由なく、長時間にわたって、又は反復して次のいずれかの行為を行うこと</p> <p>① 卑しい言動 ② つきまとい</p> <p>4 正当な理由なく、就業者を著しく羞恥させ、又は就業者に不安を覚えさせるような方法で、3の①又は②のいずれかの行為を行うこと</p>
第16条	<p>○知事は、前条の規定による申出を受けたときは、特定カスタハラを行った顧客等に対し、特定カスタハラを行わないよう命ずることができる</p> <p>○知事は、命令をしようとするときはカスタハラ防止対策審査会に意見を聴取しなければならない</p> <p>○知事は、命令をしたときは、その内容（カスタハラ防止を図るため一般に周知させる必要があると認められるものに限る。）を公表することができる</p> <p>○命令の効力は、命令日から起算して1年以内とする</p>
第17条	<p>○知事は、条例に基づく施策を実施するに当たり、官庁若しくは公署又は公私の団体に照会し、必要な事項の報告を求めることができる</p>
第18条	<p>○禁止命令やカスタハラ防止に必要な事項について意見を聴取するため、知事の附属機関として、カスタハラ防止対策審査会を設置</p>
第19条	<p>○審査会は、調査審議に必要な範囲で関係者等に対し調査を行うことができる</p> <p>○審査会は、審議の対象となっている顧客等に対し、書面による意見の提出を求めることができる</p>

第4章 雑則 / 第5章 罰則	
委任 (20条)	<p>条例の施行に関し必要な事項は、規則で規定</p>
罰則 (21条)	<p>16条1項の命令に違反した者は、50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する</p>

三重県カスタマーハラスメント防止条例最終案（特定カスハラ①）

特定カスハラの記事

第1号 正当な理由がないのに、長時間にわたり、又は反復して、次に掲げるいずれかの行為を行うこと。

イ 金銭、物品その他の利益の供与を要求すること。

ロ 謝罪又は面会を行うよう要求すること。

ハ イ及びロに掲げるもののほか、事業者又は就業者が拒否したにもかかわらず、事業者の業務上著しく対応困難な要求を行うこと。

第2号 正当な理由がないのに、大声を発し、又は虚偽の事実を申し立てるなど就業者に著しく不安をいだかせるような方法で、前号イからハまでに掲げるいずれかの行為を行うこと。

第3号 正当な理由がないのに、長時間にわたり、又は反復して、次に掲げるいずれかの行為を行うこと。

イ 卑わいな言動を行うこと。

ロ つきまといを行うこと。

第4号 正当な理由がないのに、就業者を著しく羞恥させ、又は就業者に不安を覚えさせるような方法で、前号イ又はロに掲げるいずれかの行為を行うこと。

特定カスハラの行為例

● 職員の対応によって被害(負傷)が発生したとの真偽不明な主張があり、厳しい口調で何度も繰り返して金銭を要求された。

● 事業者のルールを守るよう要請したところ、正当な理由なくルール遵守を拒み、ひどい罵声を浴びせながら施設利用を継続した。

● 法令上で定められたサービス以外のサービスの提供を強要され、提供を断ったところ虚偽の事実を関係者に言いふらしサービスの強要を継続した。

● 訪問介護事業者等に対し、訪問先(自宅等の「公共の場所又は公共の乗物」に該当しない場所)において卑わいな言動が行われた。

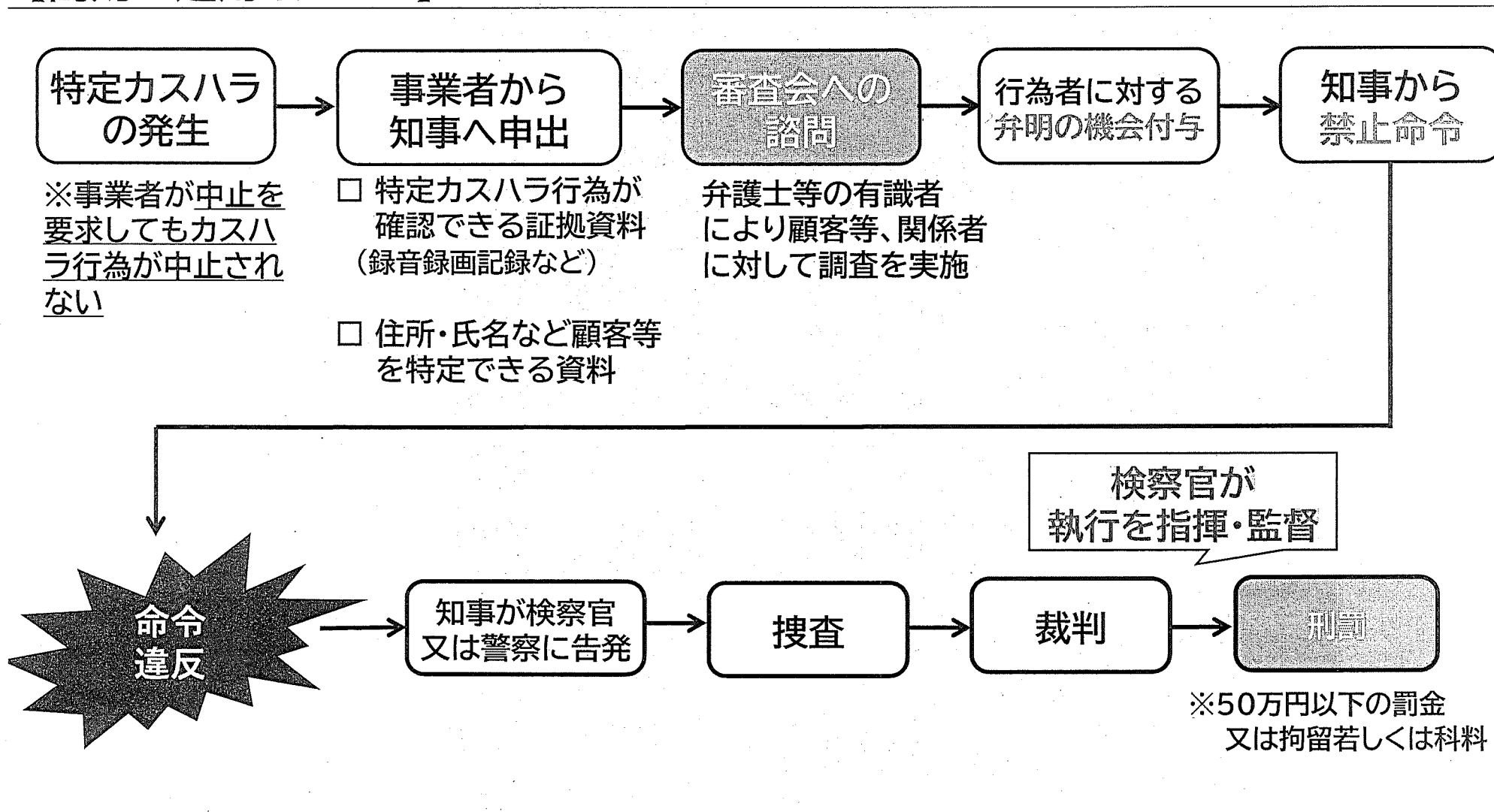
● 店舗内で、長時間にわたって就業者に対してつきまとい行為が行われた。

※ 個別具体の言動が規制対象に該当するか否かについては、行為の目的、経緯や状況、業種・業態、業務の内容・性質等を考慮しつつ、有識者で構成される審査会の意見を聴いた上で、慎重に判断

刑法等の既存法令で対応できない
悪質なカスハラ行為

これらの行為を「特定カスハラ」と整理し、
防止するための手段として、条例に「罰則」を規定

【罰則の適用イメージ】



第1章 総則

目的 (11条)	<p>○基本理念を規定</p> <p>○県、顧客等、事業者、事業者団体及び就業者の責務を規定</p> <p>○カスタハラ防止に関する施策の基本的な事項を規定</p> <p>○就業者の就業環境を害するとともに事業者の事業活動の自由を害する著しい迷惑行為を禁止</p>
手段	
目的	<p>就業者の尊厳の保持並びに安全及び健康の確保</p> <p>並びに事業者の安定した事業活動の促進</p>
大目的	<p>県民生活の向上及び地域経済の健全な発展の実現に寄与</p>
事業者	<p>県内で事業を行う個人事業者、法人その他団体</p>
就業者	<p>①事業者で使用される者で賃金を支払われる者 ②事業者の役員又は代表者</p> <p>③事業に従事する同居の親族（①、②を除く）</p>
顧客等	<p>①事業者から商品又は役務の提供を受ける者（可能性がある者）</p> <p>②親族、同居人その他の顧客と密接な関係を有する者</p> <p>③事業者の事業遂行に関係を有する者</p>
事業者団体	<p>二以上の事業者の結合体又はその連合体</p>
カスタハラ	<p>顧客等による就業者に対する行為のうち、申出の内容又は行為の手段若しくは態様が社会通念上相当な範囲を超えて行われる著しい迷惑行為であって、就業者の就業環境を害するもの</p>
基本理念	<p>○カスタハラは就業者の尊厳を侵害し、心身に重大な影響を及ぼすおそれがあり、事業活動に支障を生じさせるおそれがあることに鑑み、各主体による主体的かつ積極的な取組の推進により、社会全体で防止を図る</p>
顧客等及び就業者が対等の立場において相互に尊重する	<p>○顧客等及び就業者が対等の立場において相互に尊重する</p>
何人も、カスタマーハラスメントを行ってはならない	<p>○何人も、カスタマーハラスメントを行ってはならない</p>
顧客等からの要望の申出や権利行使等が不当に妨げられることのないよう十分に留意	<p>○顧客等からの要望の申出や権利行使等が不当に妨げられることのないよう十分に留意</p>
カスタハラ防止に関する情報の提供、啓発及び教育、相談及び助言その他必要な施策を実施	<p>○国、市町、事業者団体その他の関係機関と連携協力</p>
カスタハラに係る問題に対する関心・理解を深め、言動に必要な注意を払う	<p>○県が実施するカスタハラ防止施策への協力</p>
関心・理解を深め、主体的かつ積極的にカスタハラ防止対策を実施	<p>○事業者が顧客等として関係先にカスタハラを行わないよう必要な措置</p> <p>○県が実施するカスタハラ防止施策への協力</p>
関心・理解を深め、構成員である事業者が講ずるカスタハラ防止対策に必要な助言、協力その他の支援	<p>○県が実施するカスタハラ防止施策への協力</p>
関心・理解を深め、カスタハラ防止に資する行動	<p>○事業者が実施するカスタハラ防止対策に協力</p> <p>○県が実施するカスタハラ防止施策への協力</p>

第2章 カスタハラ防止施策の推進

指針の作成 (12条)	<p>○カスタハラ防止施策を推進するため、カスタハラ防止に関する指針を策定</p> <p>1) カスタハラの内容 2) 各主体の責務</p> <p>3) カスタハラ防止のための県の施策 4) カスタハラ防止のための事業者の取組</p>
指針の推進 (12-1条)	<p>○指針に基づきカスタハラ防止施策を実施</p> <p>1) 県の支援事業等に関する情報の提供 2) カスタハラ防止に関する啓発及び教育</p> <p>3) 消費生活に関する相談及び助言 4) 就業環境に関する相談及び助言</p> <p>○カスタハラ防止施策を効果的に推進するため、計画を策定し、公表</p>
指針の措置 (12-2条)	<p>○カスタハラ防止施策を推進するため、必要な財政上の措置を実施</p>
事業者の責務 (13条)	<p>○事業者は、指針に基づき、基本方針の策定及び公表、必要な体制の整備、手引の作成その他の措置を講ずる</p> <p>○就業者がカスタハラを受けた場合、就業者の安全と健康を確保し、顧客等に対して中止の要求その他の必要な措置を講ずる</p>

第3章 特定カスタハラ行為の防止

事業者の責務 (14条)	<p>○事業者は、次の特定カスタハラを行う顧客等に対し中止措置を講じても中止されない場合には、知事にその旨申し出て、適切な措置を講ずるよう求めることができる</p> <p>1 正当な理由なく、長時間にわたって、反復して、又は大声を発し、若しくは虚偽の事実を申し立てるなど就業者に着しく不安をいだかせるような方法で次の行為を行うこと</p> <p>① 金銭、物品その他の利益の供与の要求</p> <p>② 謝罪又は面会を行うよう要求</p> <p>③ 事業者等が拒否したにもかかわらず、業務上著しく対応困難な要求（①、②を除く）</p> <p>④ 業務遂行に関する正当な権利行使の妨害</p> <p>2 長時間にわたって、反復して、又は著しく不快若しくは嫌悪の情をいだかせるような方法で、卑わいな言動を行うこと</p>
知事の権限 (15条)	<p>○知事は、前条の規定による申出を受けたときは、特定カスタハラを行った顧客等に対し、特定カスタハラを行わないよう命ずることができる</p> <p>○知事は、命令をしようとするときはカスタハラ防止対策審査会に意見を聴取しなければならない</p> <p>○命令の効力は、命令日から起算して1年以内とする</p>
報告 (16条)	<p>○知事は、条例に基づく施策を実施するにあたり、官庁若しくは公署又は公私の団体に照会し、必要な事項の報告を求めることができる</p>
審査会の設置 (17条)	<p>○禁止命令やカスタハラ防止に必要な事項について意見を聴取するため、知事の附属機関として、カスタハラ防止対策審査会を設置</p>
審査会の権限 (18条)	<p>○審査会は、調査審議に必要な範囲で関係者等に対し調査を行うことができる</p> <p>○審査会は、審議の対象となっている顧客等に対し、書面による意見の提出を求めることができる</p>

第4章 雑則 / 第5章 罰則

委任 (20条)	<p>条例の施行に関し必要な事項は、規則で規定</p>
罰則 (21条)	<p>16条1項の命令に違反した者は、50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する</p>

(3) 各種審議会等の審議状況の報告について

(令和8年2月17日～令和8年6月2日)

(雇用経済部)

1 審議会等の名称	三重県大規模小売店舗立地審議会
2 開催年月日	令和8年3月10日(火)
3 委員	【会長】近畿大学工業高等専門学校 教授 中平 恭之 ほか5名出席
4 諮問事項	・「ドラッグコスモス四十九店」(伊賀市)の新設に係る届出について ・「クスリのアオキ津白山店」(津市)の新設に係る届出について
5 調査審議結果	・「ドラッグコスモス四十九店」(伊賀市)の新設に係る届出について 事務局より審議資料に基づいた説明が行われ審議した結果、周辺地域の生活環境の保持の観点から意見を述べる事項は特にないと認められると結審しました。 ・「クスリのアオキ津白山店」(津市)の新設に係る届出について 事務局より審議資料に基づいた説明が行われ審議した結果、駐車場内の安全等について更なる確認が必要であることから、継続審議することとなりました。
6 備考	・次回審議会は令和8年4月以降に行う予定である旨連絡しました。

1 審議会等の名称	三重県大規模小売店舗立地審議会
2 開催年月日	令和8年4月24日(金)
3 委員	【会長】三重大学 准教授 勝又 英之 ほか3名出席
4 諮問事項	・「クスリのアオキ津白山店」(津市)の新設に係る届出について
5 調査審議結果	・「クスリのアオキ津白山店」(津市)の新設に係る届出について 事務局より審議資料に基づいた説明が行われ審議した結果、周辺地域の生活環境の保持の観点から、意見を述べる事項は特にないと認められると結審しました。
6 備考	・次回審議会は令和8年5月8日(金)に行う予定である旨連絡しました。

1 審議会等の名称	三重県大規模小売店舗立地審議会
2 開催年月日	令和8年5月8日(金)
3 委員	【会長】三重大学 准教授 勝又 英之 ほか4名出席
4 諮問事項	<ul style="list-style-type: none"> ・「イオン津ショッピングセンター」(津市)の変更に係る届出について ・「スーパーセンタートライアル名張店」(名張市)の新設に係る届出について
5 調査審議結果	<ul style="list-style-type: none"> ・「イオン津ショッピングセンター」(津市)の変更に係る届出について 事務局より審議資料に基づいた説明が行われ審議した結果、駐車場の安全等について更なる確認が必要であることから、継続審議することとなりました。 ・「スーパーセンタートライアル名張店」(名張市)の新設に係る届出について 事務局より審議資料に基づいた説明が行われ審議した結果、周辺地域の生活環境の保持の観点から、意見を述べる事項は特にないと認められると結審しました。
6 備考	<ul style="list-style-type: none"> ・次回審議会は令和8年6月12日(金)に行う予定である旨連絡しました。